

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年12月25日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県	
3. 市区町村名	みなべ町	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	94-1	
6. 独自利用事務の対象者	老人	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和5年12月15日	
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない	▼
9. 評価書番号		
10. 保護評価書の名称		
11. 保護評価書のURLリンク		
12. 委任関係		▼

執行機関名 みなべ町長

高齢者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	みなべ町老人医療費の支給に関する条例による老人の医療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びR(1)		みなべ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第10の項

<p>④ 趣旨又は目的の該部分</p>		<p>みなべ町老人医療費の支給に関する条例による老人の医療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの</p>
<p>⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所</p>	<p>介護保険法(平成19年法律第123号)第1条</p>	<p>みなべ町老人医療費の支給に関する条例(平成16年条例第87号)第1条</p>
<p>⑥ 事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、(加齢)に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の(保健医療の向上)及び(福祉の増進)を図ることを目的とする。</p>	<p>この条例は、(老人)の医療費の一部を支給することにより、老人の(保健の向上)に寄与し、もって(福祉の増進)を図ることを目的とする。</p>
<p>⑦ 独自利用事務の関連規範</p>		<p>みなべ町老人医療費の支給に関する条例(平成16年条例第87号) みなべ町老人医療費の支給に関する条例施行規則(平成16年規則第57号)</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 40 号	みなべ町老人医療費の支給に関する条例第4条
②事務の内容	介護保険法第百十五条の四十五第一項の介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の申請に係る事実についての審査に関する事務	みなべ町老人医療費の支給に関する条例第4条の規定による受給資格の認定申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 40 号イ	みなべ町老人医療費の支給に関する条例第3条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 40 号ハ	みなべ町老人医療費の支給に関する条例第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 40 号ニ	みなべ町老人医療費の支給に関する条例第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	みなべ町老人医療費の支給に関する条例第4条

②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	みなべ町老人医療費の支給に関する条例第4条の規定による受給資格の認定に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ1	みなべ町老人医療費の支給に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ2	みなべ町老人医療費の支給に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ3	みなべ町老人医療費の支給に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ4	みなべ町老人医療費の支給に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ5	みなべ町老人医療費の支給に関する条例施行規則第2条

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--